

## 素朴な疑問 二つ 受けました。

何故、生保が受けやすくなった？何故、列は無くならない

二つの疑問に答える前に、現状確認—数字を読むことから

二段ベットの夜間宿所から、生活保護の活用で豊（ト）へ

つていますが、それでも、昨年の8月と比べれば9倍を超える

素朴な疑問に人生の不可思議が？

夕方、ビラを配っていて、質問を受けました。

「生活保護が受けやすくなった理由は？」

生活保護が受けやすくなったことは、皆知っているはずなのに、何故、長くシエルターを利用している人たちは、今も列に

並んでいるの？」

単純明快、問われた内容はよく分かるのですが、単純なこ

とほど説明しにくいと言うことは、よくあります。

まず、現状を数字で見ると、(1)の表は、夜間宿所の一

日平均利用者を月別に示したものです。今年の8月は、433

人であったことが分かります。毎年、8月は、暑さのせい

で、夜間宿所利用者は、一年を通じて最も少ない数字となりま

す。しかし、今年は、暑さを原因とする利用者の減少よりも、

別の原因で利用者が減っているように思えます。昨年8月と比

べると、一日平均114人ほど減少数が大きいからです。

(2)の表は、市更相が生活保護申請を受け、敷金を支給

した月別の件数です。

8月は、6・7月の300台から落ち込んで、191件とな

1)夜間宿所1日平均利用者数(月別)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
2009(平成21)年	777人	685人	706人	806人	784人	645人	540人	433人
2008(平成20)年	610人	582人	644人	860人	855人	825人	632人	547人
前年より増減	167人増	103人増	62人増	54人減	71人減	180人減	92人減	114人減

2)大阪市立更生相談所敷金支給(窓口)月別状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
2009(平成21)年	9件	152件	100件	193件	220件	307件	321件	191件	1,493件
2008(平成20)年	2件	14件	16件	36件	26件	16件	27件	21件	158件
前年との比較	4.5倍	10.9倍	6.3倍	5.4倍	8.5倍	19.2倍	11.9倍	9.1倍	9.4倍

3)大阪市立更生相談所敷金支給(施設)月別状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
2009(平成21)年				38件	32件	51件	49件	42件	212件
市更相(窓口+施設)				231件	252件	358件	370件	233件	1,444件

4)西成区役所新規開始数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
2009(平成21)年	368件	481件	455件	596件	520件	614件	615件		3,649件

昨年は月300件平均。市更相からの移動を含む。

5)大阪市24区計 新規相談と申請数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
2009(平成21)年	相談	7,286件	7,854件	8,637件	10,251件	9,074件	10,163件	9,638件	62,903件
	申請	1,143件	1,419件	1,893件	3,246件	3,064件	3,538件	3,616件	17,919件
2008(平成20)年	相談			6,528件	6,240件	6,683件	6,304件		53,989件
	申請			1,702件	1,684件	1,836件	1,790件		15,417件

多さです。

市更相で生活保護申請をし、敷金を支給されてアパート生活に移  
行した人のすべてが、夜間宿所の利用者であったというわけではな  
いでしよう。しかし、利用者の減少具合から考えて、100人や  
200人は含まれていると考えるのが妥当だと思われま

ところで、生活保護申請の件数が増えているのは、釜ヶ崎にある市  
更相だけではありません。表(4)は、西成区役所の福祉の係が受  
けた生活保護申請の月別の件数ですが、1月の368件から、7月の  
615件とほぼ倍近くに増えています。昨年の7月と比べると、確実  
に倍の数字になっているということです。

大阪市内24区全体の生活保護の申請件数を、月別に示したものが  
表(5)ですが、ここでも、生活保護申請が急増していることが分  
かります。1月の1143件が、7月には、3倍以上の3616件  
になっています。昨年7月と比べると2倍以上です。

ようするに、大阪中で生活保護申請する人が増え、生活保護を受  
ける人が増えているということです。この傾向は、日本全体を見て  
も同じ事だといえます。

百年に一度という不況で、高齢者だけでなく、若い人も働く場  
を失って生活保護を活用するようになったということです。数が多  
すぎて、「仕事を失った人は死んでしまえ」とはいえなくなりました。日  
本中そういう状況の中で、釜ヶ崎だけ別扱いというわけには行  
かないので、釜ヶ崎でも生保が活用しやすくなった次第。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。

西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日

です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われま

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて

大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の  
事実に基づいて、誰でも活用すること  
が出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病  
気でないから受けられない、というの  
はウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、  
阪堺線の東側、公衆便所横のガード  
を東に抜けて、交差点を渡ったとこ  
ろにある建物です。「手引き書—生活  
保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06-6561-4392)  
鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあ  
ります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を  
決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06-6658-8888)  
26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の  
物件もあります。  
必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、  
得心して決めましょう。